

平成 29 年 10 月 17 日

企業会計基準公開草案第 61 号

「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表に対するコメント

一般財団法人 建設産業経理研究機構

## 質問に対するコメント（意見・要望等）

### 質問 2（適用範囲に関する質問）

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

[コメント]

同意する。

ただし、契約コストについては、このたび適用範囲外とされたが、これについて今後の取扱いの方向性を示していただきたい。

### 質問 3（会計処理に関する質問）

**（質問 3-1）収益の認識基準（収益認識会計基準案第 16 項から第 42 項、収益認識適用指針案第 4 項から第 22 項）に関する質問**

本公開草案では、I F R S 第 15 号を基礎として、契約と履行義務を識別し、履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

[コメント]

同意する。

ただし、原価回収基準については、全く新しい考え方なので、詳しく指針や設例等で説明していただきたい。とりわけ、「赤字が見込まれる工事のケース」、「大幅な設計変更があるケース」などは、具体的な設例を示していただきたい。

また、工事契約会計基準では「信頼性のある見積り」という表現が、このたびの基準案では「合理的な見積り」という表現に変わっているが、同じ意味であると解釈してよいのか。もし、同じ意味であるなら、表現を変えない方がよいと考えられるので、それを示していただきたい。

**(質問 3-2) 収益の額の算定 (収益認識会計基準案第 43 項から第 73 項、収益認識適用指針案第 23 項から第 33 項) に関する質問**

本公開草案では、I F R S 第 15 号を基礎として、取引価格を算定し、履行義務へ取引価格を配分することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

## [コメント]

同意する。

ただし、現状の実務では、各社が過去の経験や知見に基づいて妥当な価格を見積もっているが、そのような価格は最頻値に含まれると考えてよろしいか。もし、よいのであれば基準上明らかにしていただきたい。

また、従来、長期請負工事について、実務慣行上、重要な金融要素を区分処理・会計処理することは行ってこなかったもので、重要な金融要素が含まれるか否かの判断基準を示していただきたい。さらに、重要な金融要素が含まれると判断した場合の、区分処理・会計処理について、是非設例等で示していただきたい。

**(質問 3-3) 特定の状況又は取引における取扱い (収益認識適用指針案第 34 項から第 88 項) に関する質問**

本公開草案では、I F R S 第 15 号を基礎として、特定の状況又は取引における取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

## [コメント]

同意する。

ただし、業界によって、さらに会社によって「コストオン」という言葉の意味の捉え方が異なる中であって、[設例 30]の事例だけがコストオン取引であると誤解されかねないので、[設例 30]を削除すべきである。

#### 質問 4（代替的な取扱いに関する質問）

##### （質問 4）重要性等に関する代替的な取扱い（収益認識適用指針案第 91 項から第 102 項）に関する質問

本公開草案における I F R S 第 15 号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

##### [コメント]

同意する。

ただし、指針案第 144 項には「財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせる範囲で、I F R S 第 15 号における取扱いとは別に、個別項目に対する重要性の記載等、代替的な取扱いを定めている」とあるが、同指針案第 91 項～95 項に記載されている代替的な取扱いについても、比較可能性を大きく損なわせる会計処理であるという解釈で良いのか、考え方を指針の中で示していただきたい。

以 上